

平成23年分の所得税の確定申告期間は2月16日から3月15日までです。

町では次の日程で確定申告と町民税の申告相談を行います。

申告相談日程

	対象地区	会場	受付時間
2月20日(月)	日吉・心川・鈴ヶ沢	日吉公民館	午後1時30分 ～午後4時
21日(火)	和合(東部地区を除く)・小谷	和合会館	午前9時 ～午後4時
22日(水)	大村・原町	新野出張所	
23日(木)	荒木・東町・川尻・矢野		
24日(金)	寺山・栃洞		
27日(月)	本町・砂田		
28日(火)	大島・大恩・雲雀沢・古城・横林・新木田	富草出張所	
29日(水)	栗野1, 2, 3, 4・鷺巣		
3月1日(木)	門原・浅野・鴨目		
2日(金)	栗野5, 6・上梅田・東平・下梅田	役場本庁	
5日(月)	川田・御供・大那木		
6日(火)	三共・千木・深見・月ヶ島		
7日(水)	中谷・小中尾・田上・小野		
8日(木)	大平・井戸・早稲田・池の島・巾川・帯川		
9日(金)	見名・平久・和知野		

※日程を確認のうえ、申告をお願いします。

申告の際には以下の書類等を持参してください。

- ① 申告書（税務署や役場から送付されたもの）
- ② 印鑑
- ③ 生命・損害保険料等証明書
- ④ 給与・年金の源泉徴収票
- ⑤ 社会保険領収書
- ⑥ 国民年金保険料控除証明書
- ⑦ 身体障害者手帳（持っている方のみ）
- ⑧ 医療費支払領収書
- ⑨ 所得計算に必要な領収書及び明細書
- ⑩ 申告者本人の口座番号

*** ④の源泉徴収票は役場にはありません。必ず持参してください。**

*** 源泉徴収票がないと還付申告はできません。紛失された場合は、お勤め先で再発行してもらい持参してください。**

*** 申告当日は大変な混雑が予想されます。医療費控除や農業所得を収支計算される方は前もって領収書等を整理していただき、合計金額等を計算しておいてください。**

*** 申告書が届かなくても申告の必要があると思われる方は、申告相談にお越しください。**

ご不明な点は住民税務課税務係

TEL 2 2 - 2 1 4 1（内線 2 0）までお問合せください。